

の間すべもて存ぢ仕す。いはんや文書に加はんの義なきよし歎申すといへども、藤左衛門神田活却の條無き細上は、忍西罪科のがれがたきむね彼御出之間、其恐不少歎存候。可然者諸事を故觀西に御めんあて、或くわたいの御義にあづかるか、不然者にんれうをめされて、始てあて給はるか、此兩條に一御はからひあらば、觀西もしうしんをとげ、そのぼうこんいかでか御せいたうをたとまざらん。抑忍西十一歳の時祖父にあひわかれ、五ヶ年の間はようせうなるによて、一年をだにも自身社務仕すして、今年十六歳にまかりなて、いまてをいたづらになさん事、かつは故上臈の御書等といひ、かつは觀西がさまぐのゆいごんのむなしからんといひ、内外ともに愁歎無極者哉。所詮御あいれんをおほしめされ、御しろの義をもてあて給はらば、御子孫繁昌して、併御願成就せしめ給べし。余者不退に御修理以下社役を勤仕し、長日に上御安寧のむねをいのりたてまつらんがために粗言上如件。

元亨四年九月 日

正中二年 乙丑 紀元一九八五

三月廿一日。瑩山紹瑾自贊の偈を作る。

【總持寺文書】 鳳至郡 一九八

誰知庵中不知人。未搖掌握鎖烟塵。凛々威風無等匹。三尺竹篋奪劍輪。器宇廓落絕天真。眉毛爭到不疑地。端的眼睛又不親。

正中二年三月廿一日

五月朔日。瑩山紹瑾、鹿島郡永光寺山中の松樹護惜の偈を作る。

【永光寺文書】 鹿島郡 一九九

山僧自去壬子歲占此山。始自愛山中有松樹、來歲々其心與綠是深。然者祝聖受戒立花外不可折一枝。嶺上谷底不論大小堅可護惜之。諸知事頭首大眾合山甲乙諸人。明悉知勿違犯。聞山瑩山有二偈禁止之。

岩正中二年乙丑五月一日示

松樹必成千古昌。枝枝葉葉盡陰涼。須令賓主堅根藝。洞

谷聲譽久舉揚。

三寶炳燦 五老證知

(編題) 判

七月十八日。瑩山紹瑾、鹿島郡永光寺に寄進を行ひたる檀越の逝去後諷誦回向すべきことを定む。

【永光寺文書】 鹿島郡

1100

當山條々盡未來際可勤行事

一、本主圓通慧球庵主逝去後、爲寺院一大事、月忌大悲呪正忌楞嚴呪可諷誦回向。

一、藏荆房主性禪比丘尼逝去後、同爲寺院大事、月忌正忌如本主可訪。其故寄進田陸段在湊、爲僧食新。又三段三十疇在越中安奴、瑩山一期中爲時新、遂爲塔頭影供。又一段同在安奴。是別而性禪後忌日月忌新也。無二信心爲當寺僧食之大檀越也。當山止住住持僧衆、同存此旨。忌日月忌不怠上塔頭、可諷誦回向。

一、直性後家圓意沙彌尼逝去後、忌日月忌如前可訪。僧食新寄進田參段、在同國金丸市後。

右後々寄進田檀主、如此式可訪。

正中二年乙丑七月十八日

瑩山記 在判

正中三年 丙寅 四月廿六日 紀元一九八六

嘉曆元年 改元

九月七日。幕府、八幡尙成に能美郡能美莊の所領を還付す。

【菊大路文書】 山城

1101

與加賀國南白江谷戰之由有其沙汰、与雖被收、所領、被聞食披之間、宛行替於當給人可返給也者、依仰執達如件。

嘉曆元年九月七日

(北條守時) 武藏守 在判  
(北條維賢) 陸奥守 在判

八幡彦七殿

嘉曆二年 丁卯 紀元一九八七

三日十三日。親信、その女子らよこに羽咋郡得